

TPP協定大筋合意に対する考え方（中間報告）

2016年1月19日
民主党経済連携調査会
維新の党経済連携調査会

民主党・維新の党経済連携調査会では、昨年10月のTPP協定交渉大筋合意を受け、大筋合意、日米並行交渉協議結果、国内関連産業への影響について、検証を進めてきた。

そのような検証を踏まえ、TPP協定を含む経済連携及びTPP協定大筋合意について、現時点で以下のように考え方を整理した。

1. TPP協定を含む経済連携に対する基本的な考え方

○民主党・維新の党は、アジア太平洋地域内外において主要な貿易パートナーとの高いレベルの経済連携を推進し、具体的には、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向け、その道筋となっている環太平洋パートナーシップ（TPP）、日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの枠組みを進め、地域の新しいルール作りをリードしていくとの立場。

○今回の大筋合意を受け、タイや韓国など、アジア太平洋地域の各国が参加に向けた検討を開始したことを、上記の観点から評価する。

2. TPP協定大筋合意に対する考え方

交渉に際しては、本協定の発効が、国内経済に様々な影響を与えることが予想されることから、国民各層の理解と協力を得るため、様々な機会を通じ、対話を重ねた上で合意の実現を目指すべきであったが、政府がその姿勢を示すことはなかった。

また、大筋合意後も、政府よりきめ細かい説明や情報の公開が求められるところであるが、発効に伴う経済効果の影響試算の発表もないままに、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、さらには平成27年度補正予算案や平成28年度当初予算案においてTPP対策費を計上したり、再三求めてきた仮訳文の公開も著しく遅れるなど、この間の対応は不誠実極まりないものである。その結果、農林水産業を主産業とする地域を中心に、将来への不安や懸念が広がっている。

そのような中、大筋合意の内容について、これまで調査会において様々な観点から議論を行ってきたが、下記の諸点から、守るべきものが守られておらず、攻めるべきものが攻められておらず、現時点において、国益が守られたとは評価できない。

(1) 衆参農林水産委員会決議について (守るべきもの)

- 農産物重要5項目について、「引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」が決議されているが、「除外」はなされておらず、「再協議」についても、関税引き上げによる国内経済への影響緩和を可能とする合意がなされていない。
- 農産物重要5項目について、「聖域の確保を最優先」と決議しているが、関税撤廃をしたことがない重要5項目でも相当程度の品目において関税を削減・撤廃しており、「聖域の確保」がなされ、国会決議が守られたとは評価できない。
- 「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行う」ことを決議しているが、交渉過程の情報は全く明らかにされず、大筋合意後も、情報公開が進んだとは言えない。

(2) 自動車分野について (攻めるべきもの)

- 交渉参加にあたり、自動車分野のみを早々に日米二国間協議で先行させ、その結果、関税の撤廃期間が全品目で最長となることを早々に応じていることは、大幅な譲歩である。
- 最も日本が重視すべき乗用車の関税削減時期は、最短でも15年目から、トラックに至っては29年間関税が維持された上で30年目に撤廃されることとなっており、十分な結果が得られたとは評価できない。
- 自動車分野のみ米国と特別な紛争解決手続きが定められており、関税撤廃時期のさらなる延期もあり得、また、米国による協定違反については、自動車以外の品目の関税を引き上げることとしており、自動車分野での対抗手段が確保されておらず、不公平な内容と評価せざるを得ない。
- 自動車部品分野については、関税撤廃に伴い、国内経済へ好影響が期待されるが、グリーン分野など日本が高い技術力を有する分野で、十分な利益が得られる結果となっているか、引き続き注意深く検証を行う。

(3) 今後さらに精査が必要な点

- 知的財産 (特に著作権分野における保護期間延長、非親告罪化、法定賠償制度導入など)、環境、労働、国営企業、公共調達、金融・共済、郵政等の分野でなお様々な懸念や課題が指摘されており、今後精力的に検討を行う。
- 協定が発効する場合、畜産・酪農などを中心に、農林水産業へ大きな影響が見込まれることから、政府において検討中の対策案や既存の各施策について、有効性や財政的な持続可能性などの諸点から引き続き検討を行う。加えて、農林水産業の再生に向けた今後の施策のあり方について、営農継続を可能とする抜本的な施策の提案に向け、検討を行う。
- 「国民皆保険は堅持する。」との政府公式見解に鑑み、国民皆保険の実質的な空洞化につながる非関税障壁の譲歩、薬価決定プロセスへの外資系企業

介入、ジェネリック医薬品の市場参入における新たな障壁など、暫定仮訳において公開されていない附属書や日米間の交換文書等を含めた精査が求められる。

- 政府が示した発効に伴う経済効果の影響試算は、これまで政府が示した影響試算と比べ、前提条件の設定が恣意的だったり、内容が十分確定していない対策を講じることによる効果が盛り込まれている等、極めて不正確である。今後、今回示された影響試算の詳細な根拠をより明らかにするとともに、これまでの影響試算と同様の前提条件で、改めて試算を公表するなど、よりわかりやすい分析と正確な情報の公開を求めていく。

(4) 予算との関係

- TPP協定案が国会で承認される前に、平成27年度補正予算案・平成28年度当初予算案でTPP対策費を計上することは、国会を軽視するものである。すでに発表された経済効果の影響試算、農林水産業への影響試算の国会での検証も不十分なままに、TPP対策費と称し、従来実施してきた事業を継続して計上することは不適切である。今後も、国会などの場において、TPP対策と称した「無駄づかい」「バラマキ」がないか、ウルグアイラウンド対策費の反省を踏まえ、厳しいチェックを行っていく。

以上